

開発関係申請等手数料の改定について

熊谷市 都市整備部 開発審査課

平成 22 年 4 月 1 日現在

1. 開発行為許可申請手数料(都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項)

開発区域の面積 (ha)	予定建築物が自己の居住の 用に供されるもの (自己居住用)	予定建築物等が自己の業務 の用に供されるもの (自己業務用)	その他 (非自己用)
0.1 未満	9,100 円	14,000 円	91,000 円
0.1 以上 0.3 未満	23,000 円	32,000 円	140,000 円
0.3 以上 0.6 未満	45,000 円	68,000 円	200,000 円
0.6 以上 1.0 未満	89,000 円	125,000 円	280,000 円
1.0 以上 3.0 未満	135,000 円	210,000 円	420,000 円
3.0 以上 6.0 未満	180,000 円	280,000 円	550,000 円
6.0 以上 10.0 未満	230,000 円	360,000 円	710,000 円
10.0 以上	320,000 円	510,000 円	930,000 円

2. 開発行為変更許可申請手数料(法第 35 条の 2 第 1 項)

変更理由	手数料	
(1)設計変更	開発区域の面積に応じ上記表に規定する額の 1/10	
(2)新たな土地 の開発区域へ の編入による変 更	新たに編入される土地の面積に応じ上記表に規定する額	(1)、(2)、(3)の額 の合算額 (ただし 930,000 円 を超えない範囲とす る。)
(3)その他の変 更	10,500 円	

3. 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料(法第 41 条第 2 項)

48,000 円

4. 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料(法第 42 条第 1 項)

27,000 円

5. 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請手数料(法第 43 条第 1 項)

敷地の面積(ha)	手数料
0.1 未満	7,100 円
0.1 以上 0.3 未満	19,000 円
0.3 以上 0.6 未満	42,000 円
0.6 以上 1.0 未満	74,000 円
1.0 以上	107,000 円

6. 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料(法第 45 条)

承認申請の種類	自己居住用、 自己業務用(1.0ha 未満)	自己業務用(1.0ha 以上)	非自己用
手数料	1,800 円	2,900 円	18,000 円

7. 開発登録簿の写しの交付手数料(法第 47 条第 5 項)

用紙 1 枚につき 520 円

8. 開発行為又は建築等に関する証明書の交付手数料 (都市計画法施行規則第 60 条)

6,400 円